

「働き方改革関連法」への 早急な対応が必要です!!

① 時間外労働の上限規制(罰則あり)

2020年4月1日から(大企業は2019年4月1日から)

- ・ 時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則

例外 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、2か月ないし6か月平均は80時間以内(休日労働を含む)、月45時間超えは6か月が限度

2023年4月1日からは、月60時間を超える時間外労働についての法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。(大企業は2010年から適用済み)

適用除外
研究開発
適用猶予
建設事業・医師 自動車運転など

② 年次有給休暇の確実な取得(罰則あり)

2019年4月1日から

- ・ 年10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に毎年5日の時季指定をする義務

例外 労働者による時季指定がある場合などは時季を定めることにより与えなくてもよい

③ 同一労働同一賃金の実現

2021年4月1日から(大企業は2020年4月1日から)

- ・ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止

詳細は厚生労働省のホームページを御覧ください。

埼玉県の支援制度

男性の働き方見直し研修

働き方改革 先進企業視察研修

アドバイザー
派遣

奨励金の支給

セミナー付き
相談会

多様な働き方
実践企業認定制度

働き方改革を埼玉県が支援します! 詳しくは裏面を御覧ください。

男性の働き方見直し研修

長時間労働を前提とした働き方を変えるには、まずは男性の意識改革から!



男性社員向けに働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスなどに関する研修を実施します。

**中小企業診断士が
企業へ出向きます**

お問合せ・お申込みは **埼玉県中小企業診断協会** TEL.048-762-3391

働き方 改革

先進企業視察研修

働き方改革に先進的に取り組んでいる県内外の企業を視察し、良いところを取り入れることで自社の改革につなげます。



このような取組・実績のある企業を訪問する予定です

- ◆多様な人材が働き続けられる人事評価制度を確立
- ◆連続黒字の業績と働きやすさの両立を実現
- ◆業務効率化をすすめ、時間外労働を削減
- ◆有給休暇や男性社員の育休取得の促進 など

日時・視察先が決まり次第、埼玉新聞ホームページの専用フォームでご案内・申込み受付を行います。
埼玉新聞ホームページ ▶ <https://www.saitama-np.co.jp/>

アドバイザー派遣



社会保険労務士や中小企業診断士を企業に派遣し、働き方改革の取組を支援します。

奨励金の支給



成果目標を達成した企業に奨励金を支給します。目標を達成するためにアドバイザーがお手伝いします。

セミナー付き相談会



社会保険労務士が個別の質問にお答えする相談会を開催します。あわせて、働き方改革関連法のセミナーを開催します。

多様な働き方実践企業認定制度



仕事と育児や介護の両立を行える企業を「多様な働き方実践企業」として認定しています。働きやすい環境であることを社内外にアピールすることができます。

詳しくは「埼玉版ウーマノミクスサイト」を御覧ください。

埼玉版ウーマノミクス
サイトはこちら

<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/>



7月から11月は「働き方改革推進期間」

お問合せ▶ 埼玉県産業労働部ウーマノミクス課 推進担当 TEL.048-830-3960